

総社市告示第16号

総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺その他の電話を用いて市民に対し違法又は不当に財物を交付させる手法(以下「特殊詐欺等」という。)による被害の防止を図るため、特殊詐欺等の被害を未然に防ぐための機器の購入に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 助成金の交付の対象となる機器(以下「対象機器」という。)を購入する日において満65歳以上であること。
- (3) 本人及び同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

(助成対象機器)

第3条 対象機器は、被害を未然に防止するための機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、助成対象者が居住する住宅に設置するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること。
- (2) 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- (3) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有すること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象機器の購入費及びその設置に直接要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5,000円を限度とする。

2 助成金の交付は、同一の助成対象者に対して1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者又は助成対象者と同一の世帯に属する者は、助成金の交付を受けようとするときは、対象機器の購入後1箇月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(品名等が記載されているもの)の写し
- (2) 保証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「助成利用者」という。)は、速やかに総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付の取消し)

第8条 市長は、助成利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認めるとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成利用者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に購入した対象機器について適用する。

附 則 (令和元年5月23日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月7日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年9月9日告示第125号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。